

仙台市地球温暖化対策推進計画の改定に係る専門部会の設置について (案)

国においては、2020年までに温室効果ガスを1990年比▲25%削減する施策の具体化に向けた検討が行われているが、本市における地球温暖化対策の推進にあたっては、その成果を踏まえ国と連携・協力した施策を進めていくほか、本市の環境特性・資源等を踏まえた施策についても構築していく必要がある。このため、環境審議会に専門部会を設置し、地球温暖化対策推進計画の改定について、次のとおり審議をいただきたいと考えている。

1. 今後のスケジュール等

H21.11 「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について(諮問第7号)」

H22.6 仙台市環境基本計画改定に係る中間案(素案)

H22.7～12 仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について専門部会で審議(4回程度)

審議会でその内容を確認・精査し、新計画の骨子として答申

(→これを受けて、仙台市で計画案を作成し、市民意見募集等を実施)

H23.3 新・仙台市環境基本計画の議決を受けて、新・地球温暖化対策推進計画を決定

2. 専門部会の設置について

- ・ 審議会に「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定に係る専門部会」を設置し、仙台市環境基本計画改定に係る中間案(素案)を踏まえた具体的な施策等について検討をいただく。
- ・ 専門部会は、環境審議会の現委員から5名のほか、臨時委員3名(低炭素の専門領域(交通/緑・バイオマス/エネルギー)から)を委嘱し、8名程度の規模で構成。

3. 主な審議事項について

次の点を考慮しつつ、本市が国と連携・協力して推進する施策及び市が独自に講ずる施策について、その効果(削減量等)も含め、具体的な検討を行う。

○本市の温室効果ガス排出実態

○低炭素社会の形成を導くライフスタイル、ビジネススタイル

○まちづくりと連動した地球温暖化対策の推進

※ 仙台市環境基本計画改定に係る中間案では、市域における温室効果削減目標について、国の掲げる1990年比▲25%削減という目標のうちの国内対策(真水)分として、1990年比▲15%ケースを想定した上で設定しているところであるが、今後、国の対策の詳細決定を受けて、精査等が必要である。

※ 個別対策の削減量のほか、仙台の地域らしさの創出・推進や中長期的なまちづくりも視野に入れ、幅広い施策の検討を行う。